

受遺者が遺言者よりも先に死亡してしまった場合の 遺贈の失効について

西村 真理子

一 問題の所在

本稿では、遺言者が遺言を作成して財産を遺贈したが、受遺者が遺言者よりも先に死亡してしまった場合にその遺贈がどう処理されるのかについて考察してみたいと考える。遺言が作成される機会の増えた今、このような問題も頻繁に生じてくる可能性があるからである。そこで、本稿は以下のような構成をとった。まずアメリカ法を検討することとし、その中でも、特に代襲遺贈法の内容や、それに関連して生じる問題について紹介したい。次にこの点に関する日本の法制、判例の動向、学説の状況などを見る。そして、日米両法の比較検討を通して、日米の遺贈に対する基本的な姿勢の違い、ひいては家族結合の在り方の違いについて言及したい。ちなみに、本稿では、条件付遺贈は考察の対象外とする。また、受遺者が遺言者よりも先に死亡してしまった場合の遺贈の失効については、様々な論点があるが、今回は特に代襲受遺（遺言者よりも先に死亡した受遺者の相続人が失効した遺贈を受け取ること）が認められるかどうかという点を軸に検討を進めていきたい。

二 アメリカ法

受遺者が遺言者よりも先に死亡した場合、コモン・ロー上では、その遺贈は無効となり失効する。なぜならば、遺言者が、遺言上で他のことを指定しない限り、遺言によってなされた全ての遺贈は、受遺者が遺言者の死亡時に生存していることという要件に服するからである¹⁾。遺贈は、遺言の作成時ではなく、遺言者の死亡時に受遺者に移転し、そしてそれは生存している受遺者に移転することとされているのである²⁾³⁾。しかし、ほとんど全ての州において、法の要件に該当する一定の場合に遺贈の失効を防止する代襲遺贈法 (antilapse statutes) が採択されており、この法の下では、先に死亡した受遺者の代わりに別の受遺者が補われることになる⁴⁾。この代襲遺贈法は、しかしながら、コモン・ローの失効の原則を破棄するものではない。遺言者の死亡時に受遺者が生存していることという要件は、代襲遺贈法の下でも廃止されているわけではないのである。代襲遺贈法は、失効した遺贈のコモン・ローの原則に従った場合の移転を、一定の場合にその法律上に補充的な遺贈を登場させることによって、緩和、修正しているのである。コモン・ローの原則を法によって変更しているのである。この補充的な遺贈は、通常、遺言者の死亡時に生存している先に死亡した受遺者の直系卑属へのものであることが多い⁵⁾。代襲遺贈法は、その性質において救済的であり、異なる相続系統間の平等な扱いを保持しようとするものである⁶⁾。遺言者が、この法を適用することに反対の意思を表明しない限り、その補充的な遺贈は有効である。つまり、遺言者が反対の意思を明白に表明し、遺言者よりも先に受遺者が死亡したときに備えて代替りの遺贈 (取得者) について言及していない場合は、コモン・ローの原則が適用され、代襲遺贈法の適用は排除されるのである⁷⁾。この補充的な遺贈は、遺言者が遺言者よりも先に受遺者が死亡した場合を念頭において遺言を作成していたならば、遺言者が取ったであろう態度を反映しているという認識の下に採用されている。少なくとも、代襲遺

贈法上の補充的な遺贈は、コモン・ローの失効の法理の下での解決よりも、平均的な遺言者の意思により近い結論を導くであろうと考えられているのである⁸⁾。

1 失効した遺贈に関するコモン・ローの原則

特定財産遺贈や、不特定財産遺贈が失効した場合は、その分は残余財産に含まれることになる。全ての残余財産の遺贈が失効した場合（唯一の残余財産の受遺者、あるいは、全ての残余財産の受遺者らが遺言者よりも先に死亡した為に遺贈が失効した場合）は、遺言者の法定相続人が、無遺言相続法に従ってその分を取得することとなる。残余財産の遺贈が失効する場合、たとえば、二人の受遺者の内の一人が遺言者よりも先に死亡した場合は、失効した残余財産の遺贈は、もう一人の受遺者ではなく、無遺言相続に従って、遺言者の法定相続人が取得することになる⁹⁾。(no-residue-of-a-residue rule)¹⁰⁾これが従来の見解であったが、多くの判例がこの見解からは離れ、失効した遺贈は他の残余財産の受遺者に帰属すると判示してきている¹¹⁾。しかしながら、従来の見解に従う判例もある¹²⁾。統一遺産管理法典は、1969年のものも、1990年に改正されたものも、従来の見解から離れる傾向にある。

遺贈が、ある特定のグループに属する複数の人々に対してなされ、そのグループの構成員（受遺者）の中の一人が遺言者よりも先に死亡した場合は、遺言者の死亡時に生存しているそのグループの他の構成員が、失効した遺贈を取得する。

遺言作成時に受遺者が死亡している場合は、その遺贈は無効である。無効な遺贈についても、失効した遺贈と同じ一般原則が適用される。

しかしながら、これらのコモン・ローの原則は、遺言が受遺者が遺言者よりも先に死亡した場合にどのような対応をして欲しいかについて言及していない場合にだけ適用されるもので、欠陥のあるものである。

2 代襲遺贈法

(1) 代襲遺贈法の始まりとその問題点¹³⁾

コモン・ローの原則では、受遺者が遺言者よりも先に死亡した場合には、その遺贈の対象となった財産は、遺言上の残余財産に関する条項の下で移転するか、あるいは、残余財産の遺贈が失効した場合や遺言上に残余財産に関する条項がない場合には、無遺言相続法に従って移転することになる¹⁴⁾。しかし、この方法はしばしば遺言者の意思にそぐわないことがある。特に、残余財産に関する条項が、財産を家族以外に移転させていたり、無遺言相続法が遺言上の家族の遺産に対する取得分の割合を大きく変更していたりする場合に、不都合が生じるのである¹⁵⁾。そこでこのような問題を解決するために代襲遺贈法が制定されるに至った。

1783年、マサチューセッツ州が、遺贈が失効することによって生じる問題を解決するために最初の制定法を採択した。遺言者の死亡時に生存する直系卑属を残して死亡した血族への遺贈は失効せず、代わりにその生存する直系卑属に移転するという規定である¹⁶⁾。

1810年には、メリーランド州が、先に死亡した受遺者への財産は、受遺者の法定相続人、あるいは受遺者の受遺者に移転するという法を採択した。遺贈の失効を全面的に防止しようとする規定である¹⁷⁾。

これら二つの法が、後の代襲遺贈法の手本となった。双方ともに、先に死亡した受遺者への遺贈を、残余財産の条項の下で移転させたり、無遺言相続法に従って移転させたりすることを、遺言者が望まないであろうと仮定している。前者の法は、遺言者と一定の関係にあり、直系卑属を残して死亡した受遺者の場合に限り適用される。後者の法は、全ての遺贈に適用されるものである¹⁸⁾。

コモン・ローの原則の下では失効した遺贈を家族内に保持できなかつたり、失効した遺贈の家族内での平等な分配が実現できない場合には、遺言者は失効を回避することを望み、このような場合に代襲遺贈法を適用することは、

遺言者の意思に沿うものである。しかし、代襲遺贈法を適用することにより、その結果が遺言者の意思と相容れなくなる場合が生じるのもまた事実である¹⁹⁾。

代襲遺贈法の下での解決が、遺言者の意思と一致しなくなる場合として、以下に挙げる二つの例が考えられる。一つ目は、たとえば、遺言の作成時に、遺言者に最も近い世代の何人かの生存しているメンバーと、同じ世代で生存する直系卑属を残した何人かの死亡したメンバーがいる場合である。遺言者はより多くの財産を遺言者により近い世代のメンバーに与える。そして、遺言者により近い世代のメンバーが、遺言者の死亡時に生存している直系卑属を残して遺言者よりも先に死亡したとする。この場合、ほとんどの代襲遺贈法の下では、より遺言者に近い世代のメンバーの生存する直系卑属が失効した遺贈を取得する。そうすると、同世代にある全ての遺言者の生存する直系卑属の中に、不平等な分配を生じさせてしまうことになる²⁰⁾。具体的にいうと、遺言者に三人の子がいて、そのうちの二人が直系卑属を残してすでに死亡しているという状況の中で、遺言者が遺言を作成したとする。遺言者は孫にそれぞれ500ドルを与え、その中には生存している子の直系卑属にあたる孫も含まれている。そして、残余財産を生存している子に与えたとする。その子が直系卑属を残して遺言者よりも先に死亡した場合、代襲遺贈法の下では、遺言作成時に生存していた子の直系卑属にあたる孫は、500ドルだけでなく、残余財産をも取得することになる。遺言作成時にすでに死亡していた子の直系卑属にあたる孫は、500ドルしか取得しない²¹⁾。遺贈が失効した場合は、財産の大半は孫の間で平等に、無遺言相続法に従って移転する²²⁾。このような状況での遺贈の失効の回避は、平均的な遺言者の通常の意味とは相容れないとされる。

二つ目は、遺言者が全ての財産を一世代の人々に残していて、その世代にいる何人かのメンバーを、他のメンバーよりも優先させる場合である。優先させたメンバーらが、直系卑属を残して遺言者よりも先に死亡する場合は、代襲遺贈法は、財産を、優先させたメンバーである受遺者の直系卑属に移転

させる。この場合、優先されなかったメンバーや、その者達が死亡している場合にはその者達の直系卑属は排除される。遺言者が優先させたメンバーへの作用が、その者の直系卑属にまで拡大されるというのは、問題があるとされている²³⁾。具体的にいうと、遺言者の遺言作成時に、生存する三人の兄弟姉妹がいて、遺言者がそのうちの一人に財産を与えていたとする。その者が遺言者よりも先に死亡すると、代襲遺贈法の下では、優先された兄弟姉妹の直系卑属が財産を全て取得することになる。この場合、他の兄弟姉妹や、他の兄弟姉妹が死亡していた場合にはその直系卑属である遺言者の甥や姪は排除される。遺贈が失効した場合には、家族間でより平等な財産の分配が果たされるといわれている²⁴⁾。

つまり、平均的な遺言者は、遺言者自身から数えて同親等にある者を、平等に扱いたいと考えていることが正しいとすれば、代襲遺贈法は、しばしば上述のような状況において、遺言者の意思とは相容れなくなる結果を生じさせる。代襲遺贈法が、家族以外の残余財産の取得者に財産が移転することを防止することによって、家族内に財産を保持させるよう作用したり、家族間の平等な扱いを実現させるよう作用するときは、すでに述べたように、平均的な遺言者の通常の意味に沿うこととなろう。代襲遺贈法が、遺言者に最も近い世代以外の家族間に不平等を生じさせたり、それを永続させようとする場合は、遺言者の意思には沿わないだろうと指摘されている²⁵⁾。

(2) 代襲遺贈法の具体的内容

代襲遺贈法は、適用される受遺者について様々な考え方を有する。基本的に代襲遺贈法が失効した遺贈に適用されるのは、遺言者よりも先に死亡した受遺者が制定法上に具体的に挙げられた一定の関係を遺言者との間に有する場合だけである。ある法は、その適用範囲を遺言者の直系卑属に限る²⁶⁾。いくつかの法は、非常に広く、すべての受遺者に及ぶとする²⁷⁾。また、ある法は、遺言者の直系卑属と兄弟姉妹を対象とする²⁸⁾。殆どの法は、その受遺者に関する適用範囲を、一定の法律上に規定された親族、あるいは、遺言者の

血族や親族として法律上に規定される全ての人に広げている²⁹⁾。また、ひとつの法は、遺言者の血族と、遺言者の生存している配偶者、死亡した配偶者、離婚した配偶者、の血族への遺贈にも代襲遺贈法を適用しようとする³⁰⁾。1969年の統一遺産管理法典の代襲遺贈法は、遺言者の祖父母あるいは祖父母の直系卑属に対する遺贈にだけ適用される³¹⁾。これに従う法もある³²⁾。1990年の改正では、遺言者の継子に対する遺贈にも適用されるようになった³³⁾。これに従う法もある³⁴⁾。

ほぼ全ての代襲遺贈法は、上述の要件を充足する受遺者が遺言者よりも先に死亡した場合に作用するが、その受遺者が、遺言者の死亡時に生存している直系卑属を残している場合にだけ、遺言上の受遺者の取得分に適用される。遺言者による代襲遺贈法適用に対する反対の意思が表明されていない限り、その直系卑属は指名された受遺者の代わりに補充される。

(3) 代襲遺贈法と遺言者の反対の意思

遺言者が遺言で、受遺者が遺言者より先に死亡した場合に代襲遺贈法を適用しないでほしいという反対の意思を表明しない限り、代襲遺贈法は適用される。遺言者がこの法の適用に反対の意思を表明し、遺言上でその場合に備えて代わりの遺贈（取得者）について言及していない場合は、代襲遺贈法は適用されないで、コモン・ローの原則が適用される。そこで、遺言者が、遺言上で、この代襲遺贈法の適用に反対の意思を表明しているかどうか、そして、代襲遺贈法により、死亡した受遺者の直系卑属を補充されたくないと意図しているかどうかという問題が生じることが多くなってくる。ここでは、これらについてどのような解決がなされているかについて検討してみたいと考える。

① 「私（遺言者）の死亡時に生存している場合は」という文言 (survival language)

たとえば、遺言者が遺言上で、土地を「私の息子が私の死亡時に生存して

いる場合は」遺贈するとし、残余財産を妻に遺贈していたとする。息子が遺言者よりも先に死亡したとする。息子には子がいた。遺言者の死亡時に生存していたのは、妻と息子の子であった。この場合に問題となるのは、「息子が私の死亡時に生存していれば」という言葉が、代襲遺贈法の適用を排除するものであるのかどうか、そして、息子の子を息子の代わりに受遺者として補充する意思の証拠となるのかどうかという二点である。大半の判例は、受遺者は遺言者の死亡時に生存していることという明白な要件（遺言者が加えた生存を要求する言葉）が、代襲遺贈法の適用を排除し、息子の子が息子の代わりに補充されることはないと判示する³⁵⁾。つまり、その言葉は、補充されたくないという意味の証拠であるとされるのである。しかし、このような言葉が遺言上にある場合にも、代襲遺贈法を適用し、遺言者よりも先に死亡した受遺者のために代替りの取得者を補充する判例もある³⁶⁾。後者の判例につき、学説は見解が分かれる³⁷⁾。また、1990年に改正された統一遺産管理法典は、「息子が私の死亡時に生存していれば」という言葉だけでは代襲遺贈法の適用を排除する遺言者の反対の意思の表明としては不十分であり、適用排除のためには追加の証拠を要求するという規定を設けた³⁸⁾。その根拠は、遺言者がそのような言葉を付け加えたことが、受遺者の直系卑属に対する補充的遺贈を意図していなかったことを示唆するという推定は、必ずしも遺言者の実際の意思を反映しているわけではないということと、遺言の起草に携わった弁護士が、単にそのような言葉を含む遺言の書式を使用したからに過ぎない場合が考えられるからということである³⁹⁾。この規定には、反対する学説⁴⁰⁾と正当化する学説⁴¹⁾とがある。

② 代襲遺贈法で補われている受遺者が遺言者によって遺言上で廃除されている場合⁴²⁾

遺贈の失効の可能性のために明示の条項を設けなかった遺言者が、遺言のどこかである家族のメンバーを財産の取得から廃除したいと述べていることがある。この明示の相続廃除は、廃除された人が代襲遺贈法の下で代替りの

取得者としての資格を有する場合に、遺言者の反対の意思に関する議論を生じさせる⁴³⁾。一般に、裁判所はこの議論を却下し、このような場合にも、廃除の言葉が代わりの取得者の指名を伴っていないことを理由に、代襲遺贈法を適用し、廃除された人を代わりの取得者として補充する⁴⁴⁾。

相続廃除に関する遺言上の一節の背後にある遺言者の動機が、遺言だけからは明らかにならないので、この場合に代襲遺贈法を適用するか否かの判断は難しい⁴⁵⁾。たとえば、遺言者が、残余財産を息子に遺贈し、その他に息子の三人の子（遺言者の孫）の内の二人に相当な額の遺贈をし、一人には相続廃除に相当するわずかなものしか残していなかったとする。息子が遺言者よりも先に死亡した。遺言者が孫の一人にわずかなものしか残さなかったのは、いずれその孫が遺言者の息子から相続をするであろうと仮定していたからであり、そのような場合に代襲遺贈法を適用して孫を息子の代わりに補充するのは、遺言者の意思と一致すると考えられる。遺言者が孫を意図的に廃除したと遺言上で述べるだけではその動機は不明確だが、遺言者が孫を財産の取得から廃除したいと述べる場合は、代襲遺贈法を適用し、孫を補充することは遺言者の意思に反する結果になるとされる。もちろん、この反対の意思の議論は、遺言者が、遺言者の死亡時に指名した受遺者（息子）が生存していれば、後にその財産を遺言者によって廃除された孫に移転できるであろうと認識していたに違いないという事実によって弱められる。また、遺言者が完全に孫を廃除しようとしていたならば、遺言者は息子に生涯権しか与えなかったであろうと推測できる。しかしながら、この推定は、遺言者と受遺者（息子）が廃除された孫に対して同じ態度を共有していたという証拠によって覆されうる⁴⁶⁾。

③ 専門用語が遺贈が失効した場合に備えて代わりの取得者を指名している かのごとく解釈される場合

遺言者は、指名した受遺者が遺言者よりも先に死亡した場合に備えて、代わりの取得者を遺言上で指名しておくことによって、それが代襲遺贈法の適

用に対する反対の意思の表明となり、代襲遺贈法の適用を回避することができる⁴⁷⁾。たとえば、「Xに財産を遺贈するが、Xが私よりも先に死亡した場合は、Xの子に財産を与える。」という遺言を残すと、遺言者が代わりの取得者を明示の内に指名したことになる。これが、代襲遺贈法を適用した場合と同じ結果になろうとも、遺言で代わりの取得者を指名しておくことは重要である。なぜならば、受遺者が代襲遺贈法の適用範囲にないこともありうるからである⁴⁸⁾。ここでは、遺言者が代わりの取得者を明示の内には指名しそこなったが、裁判所が、ある専門用語の解釈を要求され、その解釈の結果、その専門用語が代わりの取得者を実質的に指名していることになる代表的な場合について紹介する。代襲遺贈法を適用しないで、専門用語の解釈によって問題を解決しようとするという意味において、代襲遺贈法に反対の意思を示していることになるので、ここで扱うことにする。

④ and his heirs

受遺者が代襲遺贈法の適用範囲内でない場合で、遺贈の失効を回避するために、専門用語を解釈する一般的な例として、“and his heirs”を“or his heirs”と解釈する場合が挙げられる。アメリカの遺言では、遺贈の際に、受遺者を指名した後に“and his heirs”という文言を付け加えることがあるが、これを“or his heirs”と読むのである。こう解釈するとそれらは補充の文言、あるいは権利取得者表示文言となり、遺言者よりも受遺者が先に死亡した場合に、代わりの取得者として、受遺者の法定相続人を補充するよう作用する⁴⁹⁾。

裁判所は、しかしながら、ほとんどの場合に“and his heirs”を補充の文言としては解釈しない⁵⁰⁾。裁判所にとっては、その意味はあまりにもしっかりと確立されている。そして裁判所は、一般に専門用語にはその専門的な意味を与える。裁判所が“and his heirs”を“or his heirs”と解釈するときは、まったく偶然に含められた不必要な文言に命を吹き込むことになる。しかし、そういうケースが常に正当でないわけではない。これらの裁判所が解釈というよりもむしろ修正をしてしまう一方で、そのように解釈することが、没収

を回避したり、明らかな弁護士による起草上の誤りを正すことになる場合には、正当化されることがある⁵¹⁾。

⑤ **per stirpes**⁵²⁾

遺言者が、専門用語の専門的な意味を知らずに、それを誤って用いて代わりの取得者を指名している場合がある。“per stirpes”はその代表例である。通常、“per stirpes”は、「Aの直系卑属に per stirpes」というように、複数の世代へのグループ遺贈(multi-generational class gift)と関連して使われる。この場合は、取得分の分割の方法を説明するものとして使用される。しかし、“per stirpes”に通常の意味を与えるのが難しい場合がある⁵³⁾。たとえば、「Aの子供たちへ、per stirpes」とか、「私のいとこたちへ平等に、per stirpes」というように、遺言者や、その弁護士が、うっかり専門的な用語の意味を理解せずに使ってしまった場合である。この場合は、分割の方法を示唆する用語としてではなく、遺言者が、遺言者よりも先に死亡した受遺者の子が、親である受遺者が遺言者の死亡時に生存していれば取得したであろう分を取得することを示唆する用語として意図していたという議論がなされている⁵⁴⁾。こう解釈することは、問題のある起草において使用された文脈の中の用語に、あまりにも意味を持たせすぎであるといわれる一方で、いくつかの裁判所は、その用語が事実上、代わりの取得者を指名していると理解することに賛同している⁵⁵⁾。裁判所が明示の代わりの取得者を見つけるよう強いられているときや、死亡した受遺者が代襲遺贈法の適用範囲にないにもかかわらず、この法の適用が遺言者の意思と一致する場合には、裁判所はこう解釈する可能性がある⁵⁶⁾。

3 グループ遺贈 (class gift)

- (1) グループ遺贈の受遺者たるグループの構成員が遺言者よりも先に死亡した場合におけるコモン・ローの原則とグループ遺贈の定義

コモン・ローの失効の原則の下では、グループ遺贈は、個人への遺贈とは

異なる扱われ方をする。グループの何人かの構成員のうちの一人が遺言者よりも先に死亡する場合は、その者が取得するはずだった遺贈は、グループの残りの構成員が取得することになる。全ての構成員が遺言者よりも先に死亡した場合に初めて失効する。

グループ遺贈は、複数の人のグループへの財産遺贈をいい、グループの総称としての身分を示すことによって確認されるものである。しかし、複数の人のグループへの財産遺贈が全てグループ遺贈になるわけではない。それではグループとは何か。ある文献⁵⁷⁾では、グループ遺贈をした遺言者が、グループを意識していたかどうかが基準となるといわれている。遺言者がグループを意識していたと考えられるのは、遺言者が、受遺者を説明する際に、グループを身分で指名している場合である。たとえば、「Aの子供たちへ」とか、「私の甥や姪に」という表現を使っている場合である。しかし、このような身分による指名は、グループ遺贈において、不可欠なものではない。個人名で表されていても、自然とグループを形成している場合には、裁判所が外部的証拠を考慮した結果、遺言者がその死亡時に生存しているグループの構成員に財産を分配してほしいと意図していたと判断すれば、グループ遺贈とみなされる⁵⁸⁾。ただし、受遺者が身分によって指名されていても、グループの構成員が名前でも指名されている場合（「私の子供たちへ、A、B、C」）や、人数（「私の三人の子供たちへ」）、あるいは、名前と人数（「私の三人の子供たちへ、A、B、C」）で指名されている場合は、グループ遺贈にならない傾向にある。このような遺贈は、個人への遺贈とされる。例外もある⁵⁹⁾。

また別の文献⁶⁰⁾では、グループ遺贈として成立するためには、グループ内の構成員の人数の増減が可能でなければならないとされる。グループは、将来明らかになる事柄（子の誕生、養子縁組、受遺者の死亡など）が生じた際に、グループから構成員が抜けたり、追加されたりすることを認める方法で説明されなければならない。それゆえに、グループ遺贈の対象となった財産は、将来、その構成員の数が確定したときにグループ内で分割されることに

なる。つまり、グループ遺贈の特徴は、グループ内の人数の変動が可能であるという点にある。人数の変動は、構成員の数の増加（子の誕生、養子縁組）や構成員の数の減少（死亡）によって生じる。グループ遺贈のこの性質を理由に、ある遺贈がグループ遺贈であるか否かを決した判例がある⁶¹⁾。

(2) 代襲遺贈法の適用

代襲遺贈法が、グループ遺贈に適用されるかどうかというのも一つの問題である。適用されないという裁判所もあるが、ほぼ全ての州が、制定法や判例によってグループ遺贈への代襲遺贈法の適用を認めている。その理由は、代襲遺贈法が、平均的な遺言者の意思を実現するよう企図されていて、平均的な遺言者は、大抵、遺言者よりも先に死亡したグループ内の受遺者の取得するはずだったものを、グループ内の他の受遺者である構成員に与えるよりも、死亡した受遺者の子孫に与えることを好むからというものである。

三 日本法

それでは日本ではこの問題はどのように解決されているのだろうか。

遺言者が遺言で財産を遺贈したにもかかわらず、受遺者が遺言者の死亡以前に死亡してしまった場合、民法は、遺贈はその効力を生じないと規定する（民法994条1項）。なぜならば、遺贈は人に着眼してなされるものであるので、受遺者が遺言者よりも先に死亡した場合に、受遺者の相続人にその遺贈を与えたいのであれば、新たに遺贈をするであろうから、それをしないということはそういう意思はないと推測せざるを得ないからである⁶²⁾。また、遺贈は契約ではないので、その成立について受遺者の意思は必要ないが、受遺者のいない遺贈は認められないのである⁶³⁾。そして、そのときは、受遺者が受けるべきであったものは遺言者の相続人に帰属する（民法995条本文）としつつ、ただし、遺言者がその遺言に別段の意思を表示したときはその意思

に従うべきものとしている（民法995条但書）。

民法994条1項は、遺言が効力を生じるときに受遺者が権利能力を有していなければならない、生存していなければならないという、いわゆる同時存在の原則を採用するものである。遺言者の死亡以前に受遺者が死亡したときは、遺贈は無効であるから受遺者を通じての相続はありえないこととなり、受遺者に相続人がいたとしても、その相続人には無効になった遺贈は移転しないとされている。つまり、代襲受遺（遺言者の死亡以前に死亡した受遺者の相続人が失効した遺贈を受け取ること）は認められないということになるのである⁶⁴。そして、民法995条本文は、無効になった遺贈は原則として遺言者の相続人に移転するとしている。受遺者が受けるべきであったものは、相続人が一人であるときはその相続人に帰属し、相続人が複数であるときは各相続人の相続分に応じて帰属することとなる⁶⁵。民法995条但書は、遺言者が遺言で本条本文と異なる意思表示をした場合は、その意思に従うとしている。しかし、無効になった遺贈が遺言者の相続人に帰属せず、他の受遺者や第三者に帰属するという意思表示を遺言者がした場合には、この意思表示は第一の受遺者について遺贈が生じないことを条件とした、第二の遺贈（補充遺贈）がなされたと解すべき⁶⁶で、民法995条但書の問題ではないとされている⁶⁷。

これまで、民法994条1項が問題になった判例はどれも特定の相続人に特定の財産を「相続させる」遺言に関するものである。これについては、平成3年の最高裁判決⁶⁸が、「遺贈と認められる特段の事情のない限り、遺産分割方法の指定である」と解したので、それ以降は、どの判例も、遺贈ではないのだから民法994条1項の適用はないとしている⁶⁹。遺産分割方法の指定については、遺贈における民法994条1項のような規定がないので、民法887条2項によって代襲相続人が指定された財産を相続すると解する余地があるのではないかが問題となるが、判例は、特定相続人の代襲相続人に相続させる旨の遺言者の意思が認められなければ、その遺言は効力を生じないとしている。

学説は、遺贈の場合に受遺者が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、条文に従い、どれも代襲受遺（遺言者の死亡以前に死亡した受遺者の相続人が失効した遺贈を受け取ること）を認めないことでほぼ一致している⁷⁰⁾。しかし、「相続させる」遺言で、特定の相続人が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、若干見解が分かれる。遺言自体を無効とし、代襲相続を認めないのが多数説⁷¹⁾であるが、「相続させる」遺言を遺産分割方法の指定と解した上で、たとえば、財産を与えられた遺言者の子が、その子（遺言者の孫）を残して遺言者の死亡以前に死亡したような、代襲相続が当然に行われるような場合には、特定の相続人の代襲相続人による代襲相続を認めてもよいとする説⁷²⁾や、「相続させる」遺言を相続分の指定と解する場合には、代襲相続人による代襲相続が可能になるとする説⁷³⁾が存在するのである。

「甲不動産をAの子供たちに与える」というような、アメリカ法のグループ遺贈に類似のケースについて言及する文献は少ないが、その一つは、遺贈が特定の人の集団に対してなされた場合には、その集団の内部で失格者や放棄者が出て、その者の受けるべきであったものは遺言者の相続人に帰属させないで、その集団の構成員に帰属させる意思が示されていると解するべきであるとしている⁷⁴⁾。

四 まとめ

日本法には、アメリカ法の代襲遺贈法に該当するものがない。民法には994条が存在し、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡した場合にはその者への遺贈は無効となると規定されているし、判例もまだまだ少ないので、遺贈を失効させないようにしようという動きは弱い。これに対して、アメリカ法には、遺言者の意思をできるだけ尊重して、遺贈をなるべく失効させないようにしようという動きが確実にある。

アメリカ法では、遺贈が失効した場合には、原則としてコモン・ローの原

則⁷⁵⁾が適用されてきたようだが、この原則はもはや現代の家族の形に対応できなくなっている。そこで、家族の重視、相続における家族間の平等を実現させようと代襲遺贈法が登場したわけであるが、この法すら現代の家族の形に適合しないことがあり、変化を続けている。その変化のひとつの方向性として考えられるのは、夫婦結合を強めるという意味において血族にこだわらないというものであろう。もちろん各州によって法が異なるので例外もあるが、その背後には、死者の生存配偶者（特に妻）の地位を向上させようという方向で発展してきたアメリカ法の流れ（遺言の自由への制約や、無遺言相続法における生存配偶者の地位の向上）が影響しているように思われるのである。しかし、これはあくまでもひとつの変化の方向性であって、代襲遺贈法でも、生存配偶者をその適用の対象としていない州もあることに注意しなければならない。つまり、全ての州の代襲遺贈法が血族へのこだわりを捨てたわけではないということである。一部の代襲遺贈法は、その適用を遺言者の直系卑属に限ったり、範囲を広げたとしても兄弟姉妹までであったり、姻族は除外したり、配偶者を対象外にしたりしているのである。ただ、統一遺産管理法典の改正の方向性などを考えると、やはり血族へのこだわりを捨てる意識が強いように感じられ、その原因は現代の家族の形が変化したことにあるのだらうと思われるのである。アメリカでは、働く父親、家事や育児に専念する母親、そして2～3人の子供という構成の伝統的な家族が崩壊し、女性の社会的地位の向上に伴う離婚、再婚の増加、これに伴う養子、継子、里子の増加、正式な結婚をしない同棲の増加など、家族の形が多様化、複雑化してきていることから考えると、血族の結びつきは弱まってきているのではないかと思われるのである。実際に、その状況を反映するかのごとく、1990年に改正された統一遺産管理法典の代襲遺贈法の規定は、遺言者の継子が遺言者よりも先に死亡した受遺者である場合にまで、その適用を拡大している。

日本法では、民法994条1項、民法995条本文によって、遺言者の死亡以前に受遺者が死亡した場合には、その遺贈は無効となり、遺言者の相続人に移

転すると規定されている。日本法には、アメリカ法の代襲遺贈法に該当する法がないので、単純な比較はできないが、この問題については、実質面で考えると、民法の法定相続における相続人の範囲が、比較の際のひとつの基準となるのではないだろうか。そこから考えられるのは、日本では、血族に関してはアメリカ法よりもこだわりが強いのではないか、血族結合が強いのではないか、ということである。日本でも、生存配偶者の地位の向上という流れ（生存配偶者が血族相続人とともに常に相続人となる点に表れている。）はあるが、アメリカ代襲遺贈法の一部が、遺贈が失効した場合に配偶者の血族にまで財産を移転させることがあるのに対し、日本法においては、配偶者の血族に相続が及ぶということはない。また、継子が継親の相続に登場しないということも、アメリカの一部の代襲遺贈法とは異なる。夫婦結合はアメリカほど強くないということはないだろうか。そして、全血血族を半血血族よりも相続分の面において優位に立たせていることも、血族へのこだわりの強さを感じさせるものである。日本法の発展の過程としては、血族を犠牲にして生存配偶者の地位を向上させるというのがこれまで選択されてきた道であるといわれている。もちろん、代襲相続の及ぶ範囲として、笑う相続人を排除してきたという実績はある。しかし、受遺者が遺言者よりも先に死亡してしまった場合の遺贈の失効という観点からアメリカ法と比較した場合には、単純に血族を犠牲にしてきたとは言えないようにも思われるのである。

こう考えてくると、アメリカの無遺言相続法の流れも検討しなければ、この家族結合の問題の核心には触れられないように思われる。次回の課題としたいと考える。また、相続人以外の者への遺贈と相続人への遺贈という役割の違う二種類の遺贈が存在し⁷⁶⁾、どちらの場合に代襲遺贈法が作用することが多いのかという、遺言制度の基本的な問題もまだ残されている。今後の検討課題のひとつである。

《注》

- 1) JESSE DUKEMINIER & STANLEY M. JOHANSON, WILLS TRUSTS, AND ESTATES, at 438-439 (6th ed. 2000).
- 2) LAWRENCE W. WAGGONER, GREGORY S. ALEXANDER & MARY LOUISE FELLOWS, FAMILY PROPERTY LAW: CASES AND MATERIALS ON WILLS, TRUSTS, AND FUTURE INTERESTS, at 345 (2d. ed. 1997).
- 3) コモン・ローでは、たとえば遺言者と受遺者が同じ事故に遭遇し、遺言者の死亡後、受遺者の死亡までの時間が短時間であった場合でも、遺贈の失効を妨げるとされていたが、1969年の統一遺産管理法典では、遺贈を失効させないためには、遺言者よりも120時間長く生存していなければならないとされた。1990年の改正で、その原則は遺言だけでなく、全ての書面に適用が拡大されている。UNIF. PROBATE CODE §2-702(a) (amended 1993).
- 4) DUKEMINIER ET AL., *supra* note 1, at 439.
- 5) WAGGONER ET AL., *supra* note 2, at 350.
- 6) *Id.* at 351.
- 7) DUKEMINIER ET AL., *supra* note 1, at 440.
- 8) WAGGONER ET AL., *supra* note 2, at 351.
- 9) DUKEMINIER ET AL., *supra* note 1, at 439.
- 10) この原則は、イギリスで長男子単独相続制における法定相続人の利益を保護するために確立されたものである。しかしアメリカでは、アメリカの平均的な遺言者の意思を反映していないことを理由に批判が多い。大半の州において、この原則は制定法あるいは判決によって覆されている。リステイトメントもこの原則を承認していない。RESTATEMENT (THIRD) OF PROP.: WILLS AND OTHER DONATIVE TRANSFERS §5.5 (Tentative Draft No. 2, 1998).
- 11) 従来の見解から離れる判例として、*In re Jackson's Estate*, 471 P.2d 278 (Ariz. 1970)が挙げられる。遺言者は、全財産を夫に遺贈した。そして、夫が遺言者よりも先に死亡した場合には、夫に与えた財産を、夫の娘Iと遺言者の弟Cにそれぞれ半分ずつ遺贈するとしていた。遺言者は、夫とCに先立たれた。Cは、直系卑属を残さずに死亡した。遺言者の母方の直系卑属(遺言者の法定相続人)が、失効した残余財産についての権利を主張した。これについて、上位裁判所は、残余財産は遺言者の母方の直系卑属(遺言者の法定相続人)に無遺言相続法に従って移転すると判示した。これに対しIが上訴した。上訴審裁判所は上位裁判所の判断を是認した。そこで、Iは最高裁判所に審査を求めた。上訴審裁判所で問題となったのは、残余財産で失効した財産が、生存している残余財産の受遺者に移転するのか、それとも無遺言相続法に従って法定相続人に移転するのかという点である。最高裁判所は、以下のごとく述べて、

受遺者が遺言者よりも先に死亡してしまった場合の
遺贈の失効について

残余財産で失効したものは、残りの生存している残余財産の受遺者に移転すると判断した。「この点に関する法は見解の一致を見ていない。多数説は、残余財産はすでに残余財産の一部であるから残余財産に移転するということはありえない、失効した残余財産が残余財産に組み込まれることを認めるのは残余財産の受遺者に遺言上で与えただけのものしか与えたくないという遺言者の意思に反する、などを理由に無遺言相続法に従って遺言者の法定相続人に移転するというものである。これに対しては、遺言を残した遺言者がその財産を無遺言相続法に従って移転させたいと思っているはずがない、そして、残余財産の受遺者を指名しているということは法定相続人に財産の分配に参加して欲しくないという遺言者の実際の意思を表しているのである、などを理由に批判がある。」多数説は制定法や判例によって廃止されつつある。廃止の理由としては、「無遺言相続法に従って法定相続人に移転するという原則は、遺言者の実際の目的に効力が与えられなければならないという原則に抵触する。無遺言相続法に反する遺言上の分配は、後者の原則の実行につながる。」「特定財産遺贈が失効した場合にそれが残余財産に組み込まれる際の理由は、そのまま残余財産が失効した場合に全ての残余財産が生存している残りの残余財産の受遺者に移転する際の理由になる。」などが挙げられる。「我々は失効した残余財産が、遺言者の死亡時に生存している残りの残余財産の受遺者に移転すると判示する。」その結果、Cの取得するはずだった残余財産は、Iに移転することになった。

- 12) たとえば, Swearingen v. Giles, 565 S.W.2d 574 (Tex. Civ. App. 1978)。遺言者は残余財産を二人の妹MとRに遺贈した。Mが遺言者よりも先に、直系卑属を残さずに死亡した。Rは遺言者の死亡後、夫と直系卑属を残して、無遺言で死亡した。そこで、失効したMの取得分をめぐり、遺言者の法定相続人とRの法定相続人が対立した。Rの法定相続人は、Mが遺言者の遺言の下で取得するはずだった残余財産は、失効により、残された受遺者であるRに移転するから、自分たちに帰属するべきであると主張したのである。テキサス州上訴審裁判所は、「本件の遺言者の遺言上の言葉は明白で、Mが遺言者よりも先に死亡した場合に備えて、遺言者の死亡時に受遺者は生存していることという言葉を伴っていないし、補充の言葉も含んでいないので、失効した財産は遺言者の法定相続人に移転する。」と判示した。
- 13) Susan F. French, *Antilapse Statutes Are Blunt Instruments: A Blueprint for Reform*, 37 HASTINGS L.J. 335, 337-344 (1985).
- 14) *Id.* at 337.
- 15) *Id.* at 337-338.
- 16) *Id.* at 338-339.
- 17) *Id.* at 339.
- 18) *Id.*
- 19) *Id.* at 339-340.
- 20) *Id.* at 340.

- 21) *Id.*
- 22) *Id.*
- 23) *Id.* at 340-341.
- 24) *Id.* at 341.
- 25) *Id.* at 341-342.
- 26) アーカンソー州 (ARK. CODE ANN. §28-26-104 (Michie 2003)), イリノイ州 (755 ILL. COMP. STAT. ANN. 5/4-11 (West 2003)), インディアナ州 (IND. CODE ANN. §29-1-6-1(g) (West 2003)), ミシシッピ州 (MISS. CODE ANN. §91-5-7 (2003)), テキサス州 (TEX. PROB. CODE ANN. §68 (Vernon 2003))。
- 27) コロンビア特別地区 (D.C. CODE ANN. §18-308 (2003)), ジョージア州 (GA. CODE ANN. §53-2-103 (1997)), アイオワ州 (IOWA CODE ANN. §633.273, .274 (West 2003)), ケンタッキー州 (KY. REV. STAT. ANN. §394.400, .410, .500 (Banks-Baldwin 2003)), メリーランド州 (MD. CODE ANN., EST & TRUSTS §4-403 (2003)), ニューハンプシャー州 (N.H. REV. STAT. ANN. §551:12 (2003)), ノースカロライナ州 (N.C. GEN. STAT. §31-42 (2003)), ロードアイランド州 (R.I. GEN. LAWS §33-6-19,-20 (2002)), テネシー州 (TENN. CODE ANN. §32-3-105 (2003)), ウェストバージニア州 (W.VA. CODE §41-3-3 (2003))。
- 28) コネチカット州 (CONN. GEN. STAT. ANN. §45a-441 (West 1993) 直系卑属には継子も含まれる), ニューヨーク州 (N.Y. EST. POWERS & TRUSTS LAW §3-3.3 (McKinney 2003)), ペンシルベニア州 (PA. CONS. STAT. ANN. §2519(9)-(11) (West 1975 & Supp. 2003))。
- 29) カンサス州 (KAN. PROB. CODE ANN. §59-615 (West 2002) 配偶者あるいは直系の親族, 六親等内の全ての親族を含む。), マサチューセッツ州 (MASS. GEN. LAWS ANN. ch. 191, §22 (West 2003)), ミズーリー州 (MO. ANN. STAT. §474.460 (West 2002) 遺言者の全ての子, 孫, 他の血族を含む。姻族は含まれない。), ネバダ州 (NEV. REV. STAT. ANN. 133.200 (Michie 1993 & Supp. 2001)), オハイオ州 (OHIO REV. CODE ANN. §2107.52 (West 2003) 遺言者と血族関係にある個人と法定相続人を含む。姻族は含まれない。), オクラホマ州 (OKLA. STAT. ANN. tit. 84, §142 (West 2003)), オレゴン州 (OR. REV. STAT. §112.395 (2003) 遺言者の血族あるいは養子縁組で関係のある全ての人。), バーモント州 (VT. STAT. ANN. tit. 14, §558 (2002) 遺言者の子か他の血族を含む。), バージニア州 (VA. CODE ANN. §64.1-64.1 (Michie 2003)), ワシントン州 (WASH. REV. CODE ANN. §11.12.110 (West 2003) 遺言者の祖父母の直系卑属を含む。), ウィスコンシン州 (WIS. STAT. ANN. §854.06 (West 2003))。
- 30) カリフォルニア州 (CAL. PROB. CODE §21110, 21111 (West 2003))。
- 31) UNIF. PROBATE CODE §2-605 (1969), 8 U.L.A. 423 (1998 & Supp. 2003)。
- 32) アラバマ州 (ALA. CODE §43-8-224 (2003)), デラウェア州 (DEL. CODE ANN. tit.

受遺者が遺言者よりも先に死亡してしまった場合の
遺贈の失効について

- 12, §2313 (2003)), フロリダ州 (FLA. STAT. ANN. §732.603 (West 2003)), アイダホ州 (IDAHO CODE §15-2-605 (Michie 2003)), メイン州 (ME. REV. STAT. ANN. tit. 18-A, §2-605 (West 2003)), ネブラスカ州 (NEB. REV. STAT. ANN. §30-2343 (Michie 1995)), ニュージャージー州 (N.J. STAT. ANN. §3B:3-35 (West 1983)), ノースダコタ州 (N.D. CENT. CODE §30.1-09-05(1996)), サウスキャロライナ州 (S.C. CODE ANN. §62-2-603 (Law. Co-op. 2002)), ワイオミング州 (WYO. STAT. ANN. §2-6-106 (Michie 2003))。
- 33) UNIF. PROBATE CODE §2-603(b), 8 U.L.A. 164 (1998 & Supp. 2003).
- 34) アラスカ州 (ALASKA STAT. §13.12.603 (Michie 2003)), アリゾナ州 (ARIZ. REV. STAT. ANN. §14-2603 (West 1995)), コロラド州 (COLO. REV. STAT. ANN. §15-11-603 (West 2003) 「受遺者が私 (遺言者) の死亡時に生存していない場合は遺贈は失効する」, あるいは, 「受遺者が私の死亡時に生存していない場合はAに」などの言葉が, この規定を適用することに対する反対の意思の表明として十分であるとしている点と, 継子を除外している点において, 統一遺産管理法典の規定とは異なる。) ハワイ州 (HAW. REV. STAT. ANN. §560:2-603 (Michie 2002)), ミシガン州 (MICH. COMP. LAWS ANN. §700.2603 (West 2003)), ミネソタ州 (MINN. STAT. ANN. §524.2-6031 (West 2003) 遺言者の死亡時に受遺者の生存を要求する遺言上の言葉が, この規定の適用への反対の意思の表明として十分であるとする点と, 継子には適用していない点において, 統一遺産管理法典の規定とは異なる。), モンタナ州 (MONT. CODE ANN. §72-2-613 (2001)), ニューメキシコ州 (N.M. STAT. ANN. §45-2-603 (Michie 2003)), サウスダコタ州 (S.D. CODIFIED LAWS §29A-2-603 (Michie 2003)), ユタ州 (UTAH CODE ANN. §75-2-603 (2003) 遺言者の死亡時に受遺者の生存を要求する遺言上の言葉が, この規定の適用への反対の意思の表明として十分であるとする点において統一遺産管理法典の規定とは異なる。ただし, 反対のことを示す明白かつ確信を抱くに足る証拠がない限りにおいてである。)
- 35) たとえば, Erlenbach v. Estate of Thompson, 954 P.2d 350 (Wash. App. Div. 1 1998)。Tは生前信託を, あらかじめ印刷された書式で設定した。自身を受託者に, そして二人の息子 (CとM) を受益者に指名した。その内容は, 「私は不動産を所有し, それに関する全ての権利とそれに付随する動産に信託を設定する。この信託は, 以下に示す二人の人間 (息子) に平等に, あるいは二人のうち私の死亡時に生存している者のためのものである。」そして, 息子の名前を記載した。また, 「私の死亡に際し, 全ての受益者が私より先に死亡していない限り, あるいは, 私を含めた全員が共通の事故で死亡しない限り, 私の承継人である受託者は, 先に述べた受益者への財産を移転させ, この信託を終了させる。」とも記してあった。MがTよりも先に死亡した。CはTの死亡に際して, 信託の内容に従って財産を自身に移転させ, その死亡まで, このことに対して異議は申し立てられなかった。Cの死亡に際し, Mの子Eが, Cの遺産の二分の一に対して, Mの子として, そしてTの唯一の直系卑属として, 権

利を主張した。C側は、信託は二人の息子のうち、Tの死亡時に生存している者に信託財産を移転していたと主張した。Eは、信託を設定した書面が、受益者の一人が信託設定者よりも先に死亡した場合に備えて、誰が受益者となるかについて明示していない点においてあいまいであるから、代襲遺贈法が適用されると主張した。事実審裁判所はEの主張を認めたが、控訴審裁判所はこれに賛同せず、以下のごとく判示した。「遺言者が、遺言者の死亡時に受遺者が生存している場合にだけ遺贈を移転させるという遺言者の意思を示唆する、受遺者の生存を要求する文言を使用する場合は、代襲遺贈法は適用されない。」「“survivor”という文言があるグループに対して使われた場合は、遺言者よりも先に死亡した受遺者の取得分は、グループの残りのメンバーに移転する。」「Tの設定した信託には、受益者の生存を要求する文言があつて、それは受益者の一人が遺言者よりも先に死亡した場合に備えた代わりの分配を明示していることになるので、代襲遺贈法は適用されない。」「Tの設定した信託の書面の内容は明白で、彼女が二人の息子以外にその信託財産を与えたいとは考えていなかったことも明らかである。「二人のうち、私の死亡時に生存している者に」という一節を残し、受遺者が遺言者の死亡時に生存していたならば取得したであろう財産を、その直系卑属に取得させることを意味する *per stirpes* を排除したことからもその意思は明らかである。」「グループの中で、唯一遺言者の死亡時に生存していたのはCである。故に、Eの主張は認容できない。」

36) たとえば、*Detzel v. Nieberding*, 219 N.E.2d 327 (Ohio P.Ct. 1966)。遺言者は妹Mに、「私の死亡時に生存している場合には5000ドルを遺贈する。」とした。その他、何人かの個人に遺贈をし、残余財産は慈善団体に与えていた。Mは、娘で唯一の直系卑属であるHを残して、遺言者よりも先に死亡した。それまで、オハイオ州の裁判所はこのようなケースに代襲遺贈法を適用してこなかったが、本件では以下のごとく判示して、これに反対した。「代襲遺贈法は、救済的で、寛大な解釈を受け入れるべきである。これを適用しないのは、適用に反対する遺言者の意思が示唆されているときである。そのためには、遺言者は、適切な言葉で遺言上に代わりの言葉を準備しなければならない。代わりの言葉を準備しておくことというのは、受遺者が遺言者よりも先に死亡した場合に備えて、別の明確に指名された確認可能な受遺者を指名しておくことである。本件では、遺言者は妹Mに遺贈をしたが、Mが直系卑属である娘を残して遺言者よりも先に死亡した。遺言者が、そのような場合に備えて適切な言葉で代わりの処分をしていないので、本件においては代襲遺贈法の適用を拒否することはできない。Mの娘のHは、代襲遺贈法の下で遺言者よりも先に死亡したMへの5000ドルの遺贈を取得することになる。」

37) French教授は、「代襲遺贈法の適用の結果、遺言者が家族に与えようとしていた財産を、家族内に保持することができたので、この結論は妥当であろう。裁判所はこのことについては言及していないが、遺言者が遺言上で代わりの取得者を指名していないことを指摘して正当化している。」と述べられる。French, *supra* note 13, at 349.

受遺者が遺言者よりも先に死亡してしまった場合の
遺贈の失効について

- これに対し、Roberts教授は、後者の判例（Detzelケース）を例外的なものと位置づけ、「代襲遺贈法を適用しないことが遺言者の意思に反することを示す、明白かつ確信を抱くに足る証拠がない限り、遺言者の死亡時に受遺者が生存していることを要求する言葉には効力が与えられるべきである。」として、代襲遺贈法の適用を否定される。Patricia J. Roberts, *Lapse Statutes: Recurring Construction Problems*, 37 EMORY L.J. 323, 354 (1998).
- 38) UNIF. PROBATE CODE §2-603(b)(3), 8 U.L.A. 165 (1998 & Supp. 2003).
- 39) 8 U.L.A. 169 (1998 & Supp. 2003).
- 40) Ascher教授は、この規定が、現存する多くの遺言の書き換えを余儀なくしてしまい、また、代襲遺贈法の適用の可否を訴訟にゆだねてしまった、として反対される。Mark L. Ascher, *The 1990 Uniform Probate Code: Older and Better, or More Like Internal Revenue Code?*, 77 MINN. L. REV. 639, 652 (1993). また、改正者たちは自分たちの起草した、統一遺産管理法典の代襲遺贈法が、遺言者の遺言よりも忠実に遺言者の意思を反映していると信じていることをうぬぼれだと指摘し、ほとんどの遺言者が自身の財産を遺言で完璧に処分していると期待しているという明らかな事実と異議をさしはさんでいるとされる。そして、「私（遺言者）の死亡時に受遺者が生存していれば」という言葉を、「私（遺言者）の死亡時に受遺者が生存していれば、そして、そうでない場合は、私（遺言者）の死亡時に生存している死亡した受遺者の直系卑属に財産を与える。」と解釈することとし、財産計画の奥義に精通していない者にとっては、遺言上の言葉の解釈を困難にしてしまった、とも述べられる。Id. at 654-655.
- 41) Fellows教授は、「私（遺言者）の死亡時に受遺者が生存している場合は」といった言葉は、あまりに様々な形態で遺言上に登場するし、また、あまりに多くの異なる状況において生じているので、代襲遺贈法の適用の可否を決する際の指標にはならない、として、1990年の統一遺産管理法典の規定を正当化する。Mary L. Fellows, *Traveling the Road of Probate Reform: Finding the Way to Your Will (A Response to Professor Ascher)*, 77 MINN. L. REV. 659, 680 (1993). 同じくこの規定を正当化する文献としてEdward C. Halbach, Jr. & Lawrence W. Waggoner, *The UPC's New Survivorship And Antilapse Provisions*, 55 ALB. L. REV. 1091, 1100 (1992).
- 42) Roberts, *supra* note 37, at 354-357.
- 43) Id. at 354.
- 44) たとえば、In re Estate of Scott, 659 So.2d 361 (Fla. 1995). 遺言者は妹Mに財産を遺贈した。その際にMの子Gらを遺言上で相続から廃除した。Mが遺言者よりも先に死亡した。Gらは、Mの妻子であることを理由に、遺言者からMに対して遺贈された財産に対して権利を主張した。フロリダ州の代襲遺贈法は、遺言上に反対の意思がない限り、受遺者が遺言者の祖父母、あるいはその直系卑属であって、遺言者よりも先に死亡した場合は、受遺者の直系卑属がその代わりに財産を取得すると規定してい

た。このような状況で裁判所は以下の如く判示した。「遺言者がMの子を遺言上で相続から廃除したことは、代襲遺贈法を適用しないことにはならない。相続に対する権利を断ち切るためには、遺言者は廃除の意思を明示するだけでなく、遺言の下で移転する財産を有効に処分しなければならない。」そして先例を引用して、「廃除の言葉が代わりの取得者を伴っていないので、遺贈は代襲遺贈法の下で移転する。」とした。Mの子Gらが代襲遺贈法の下で、財産を取得した。

45) Roberts, *supra* note 37, at 355.

46) *Id.* at 356.

47) *Id.* at 357.

48) *Id.*

49) たとえば, Jackson v. Schultz, 151 A.2d 284 (Del. Ch. 1959)。遺言者は遺言で、「私の全ての財産を私の妻に, and her heirs and assigns forever」という形で遺贈した。妻は遺言者よりも先に死亡した。妻は先の婚姻で設けた三人の子を残していた。遺言者はこの三人の継子と約四十年間にわたり, 近い関係にあった。妻は, 代襲遺贈法の適用範囲内になかった。遺言者には, 遺言作成時に生存していた兄弟が一人いたが, その兄弟も遺言者よりも先に死亡している。遺言者にはその死亡時に法定相続人がいなかった。裁判所は, 遺言者が, 兄弟ではなく, 妻を優先したかったことを示す外部的証拠を考慮し, “and her heirs”を“or her heirs”と解釈して, 遺言者の意思を尊重し, 三人の継子に財産が移転すると判示した。また, そう解釈することにより, 財産の没収を回避した。

50) Roberts *supra* note 37, at 360.

51) *Id.* at 361.

52) 本来は, 無遺言の死亡者の遺産に対して同順位の後継人(たとえば子)が複数いて, そのうちで無遺言の死亡者よりも先に死亡した者がいた場合, その者の直系卑属(孫)は尊属を代襲して, 尊属が生存していたら取得する分について権利を有することを意味する文言である。

53) Roberts, *supra* note 37, at 358.

54) *Id.*

55) たとえば, Richland Trust Co. v. Becvar, 339 N.E.2d 830 (Ohio 1975)。遺言者は, 遺言者の甥の妻Lに, 残余財産の七分の一を「Lに, per stirpes」という形で遺贈した。Lは遺言者より先に死亡した。Lの死亡時, Lには夫も直系卑属もいなかった。その法定相続人は四人の姉妹と, 死亡した弟の息子であった。遺言者の遺産の遺言執行者である信託会社Rが, 残余財産の遺贈に関する遺言上の一節, 「Lに, per stirpes」の解釈のために, 確認判決を求めた。人民間訴訟裁判所は, 代襲遺贈法の適用はなく, Lへの第一の遺贈も, per stirpesへの第二の遺贈も失効したと判断した。控訴審裁判所は, これを破棄し, 第二の遺贈は失効していないと判示した。控訴審裁判所も, 最高裁判所も, 遺言者の遺言が, Lが遺言者よりも先に死亡した場合には,

受遺者が遺言者よりも先に死亡してしまった場合の
遺贈の失効について

第二の遺贈はその法定相続人に与えられるとの意思を示していることに賛同している。「Per stirpesは、その技巧的な意味において、分配の方法に関係するものである。誰が取得するのかについて言及するものではなく、取得する者が取得する権限の与えられているグループの範囲内になる際の様式に言及するものである。本件では、per stirpesという用語により、分割の方法は示されていたが、その対象となるグループが記されていない。それでもなお明らかなのは、遺言者が、Lが遺言者よりも先に死亡した場合に、第二の取得者への遺贈を意図していたことである。本件での遺言者は、遺言上の条項において、遺贈が失効する場合には明確に失効すると記載している。Lへの遺贈は、残余財産の遺贈以外にもあったが、そちらでは遺言者の死亡時に生存していない場合には、その遺贈は失効すると明白に記されている。それにもかかわらず、本件で問題になっている条項には、失効するとは書かれていない。残余財産の遺贈はどれも、第一の遺贈が遺贈できなかった場合には、失効は意図されていない。第一の取得者が遺言者よりも先に死亡した場合には、第二の遺贈が準備されていたのである。第二の遺贈を、第一の遺贈の直系卑属に与えたい場合は、遺言者は遺言上でそう述べているのである。Lへの遺贈でも、指名された人の法定相続人への第二の遺贈が、per stirpesという用語により、明らかに意図されていたと解釈することができる。第二の遺贈の取得者のグループは指定されていないが、グループは、指名された人の法定相続人と仮定される。従って、控訴審裁判所の、Lの法定相続人への第二の遺贈が失効しないという判断は是認できる。」

56) Roberts, *supra* note 37, at 359.

57) DUKEMINIER ET AL., *supra* note 1, at 449.

58) たとえば、Iozapavichus v. Fournier, 308 A.2d 573 (Me. 1973)。遺言者はリトアニア出身で、メイン州で、1958年まで仕事をしていた。1927年に、同じリトアニア出身の夫婦WとBと暮らし始めた。遺言者は食費生活費を支払っていたが、家族の一員として扱われていた。遺言者は生涯独身で、この状態は、遺言者が病気で老人ホームに入る1966年まで続いた。遺言者は、アメリカに来てから一度も母国には帰らなかった。WとBの娘Lは、婚姻するまで両親と遺言者とともに暮らし、婚姻後も近くに住んでいた。遺言者は愛情を持って世話をしてくれるLに感謝の気持ちを表すために、車を購入してあげたり、生命保険の受益者に指名したりしていた。また、遺言者の貸し金庫の鍵を預けてもいた。遺言者は1964年に自身の希望でLを後見人に指名した。Wが1953年に死亡した。遺言者は1957年に、全ての財産をBとLの二人に平等に遺贈する趣旨の遺言を作成した。その際には、個人名を記して遺贈をしていた。その遺言の中で、遺言者は、自分の親族を相続から故意に廃除する意思を表明していた。Bが1966年に遺言者よりも先に死亡した。遺言者は1970年に死亡した。Bが遺言者の遺言の下で取得するはずだった財産について、遺言者の法定相続人（遺言者の姉妹の子）とLが対立した。検認裁判所は、遺言者の遺贈がBとLへの家族としてのグループ遺贈であるとして、全財産をLが取得すると判断した。これに対し、遺言者の法定

相続人が、失効した遺贈は個人に対するものであったから、無遺言相続法に従って自分に移転すると主張した。そこで、遺言者がその遺贈をグループ遺贈と意図していたかどうかが問題となった。裁判所は、「遺言者の意思を解釈する場合には、遺言者と遺言の下での財産の取得者の間の近しい家族としての結びつきの強さや個人的な関係について注意しなければならない。」「遺言者が自分の実際の家族を遺言上で相続から廃除している事実があるかどうかも見なければならない。」「グループ遺贈の受遺者が遺言者の血族でなければならないということもない。」などとして、周囲の状況から考えて、遺言者がBとLに対するグループ遺贈を意図していたと判示した。その結果、失効した遺贈の全てを、グループの中で遺言者の死亡時に生存していた構成員としてLが取得することとなった。

59) たとえば, *Sullivan v. Sullivan*, 529 N.E.2d 890 (Mass. App. Ct. 1988)。遺言者は、財産の全てを妹Hに遺贈した。そして、Hが遺言者よりも先に死亡した場合に備えて、弟の子を補充していた。その際に、「甥のM、甥のD、姪のMに財産の全てを与える。各自、財産の三分の一ずつを平等に分割することとする。」として、身分と名前の両方を記していた。他に残余財産に関する条項は遺言上にはなかった。遺言者には他にまた別の弟の子である姪のHとCがいた。受遺者である甥と姪は、遺言者の近くに住み、家族としての付き合いがあった。しかし、遺言上で指名されなかった二人の姪は、住まいも離れており、家族としての付き合いがなく、長年にわたる確執があった。遺言者よりも先に、妹のHと甥のMが死亡した。そこで、遺言者の遺言上の甥と姪に対する遺贈がグループ遺贈か、あるいは個人への遺贈であるかが争われ、受遺者である甥と姪と、遺言者の法定相続人ではあるが、遺言上では何も与えられなかった二人の姪とが、失効した遺贈について対立した。遺言者と遺言で指名された甥と姪と、遺言で指名されなかった姪とのそれまでの関係と、遺言者が遺言を作成した時点において、遺言者よりも先に死亡した甥が若くて元気で、彼が自分よりも先に死亡するとは遺言者が考えられなかったこと、「甥と姪」という表現では遺言者が財産を与えたかった甥と姪を表すには不適切だったこと、等を外部的証拠として考慮して、裁判所は、その遺贈がグループ遺贈であると判断した。失効した財産は、遺言で指名されていた甥のDと姪のMに移転された。

60) *WAGGONER ET AL.*, *supra* note 2, at 357-359.

61) たとえば, *Dawson v. Yucus*, 239 N.E.2d 305 (Ill. App. Ct. 1968)。遺言者は亡くなった夫から与えられた農場の一部の土地に対する権利を、夫側の親族である二人の甥に遺贈した。その際に、「私はこの農場の一部の土地に対する権利は、夫の親族に返還されるべきだと考えている。従って、この権利の二分の一を甥でミシガン州に住むSと、もう二分の一を甥でカンサス州に住むGに遺贈する。」と記した。遺言者よりも先にGが死亡した。そこで、この遺贈がグループ遺贈であるか否かが、Sと遺言執行者と残余財産の受遺者の間で争われた。そこで裁判所は、「グループに対する遺贈は、遺贈時に人数の不確かな団体に対する遺贈の総計を言う。人数は将来確定される。

受遺者が遺言者よりも先に死亡してしまった場合の
遺贈の失効について

そのグループ内では、各自平等あるいは決められた割合で財産を取得する。各自の取得分は最終的なグループ内の人数で決せられる。」「グループは共通の性格、類似の状況、共通の特質を持つ人々の団体を言う。遺贈に適用される場合は、一般に遺言者に対し、同じ関係にある人を意味すると考えられている。」「ある遺贈がグループに対するものなのか、それとも個人に対するものなのかは遺言上の言葉によると決せられてきている。その言葉から、遺贈が発効するまで複数の受遺者の取得分が定まらないことが明らかな場合は、一般にグループ遺贈とされる。遺贈時に、受遺者の人数、各自の取得分が明確な場合は、個人に対する遺贈とされる。」等として、本件では遺贈時に、受遺者の数、それぞれが取得する額が明確であったから、個人への遺贈であると判断した。そして、「グループの共通性は、夫側の親族ということであるけれども、この共通の性格はほかの法定相続人にも当てはまるものであるから、GとSはグループを形成しない。」とも述べた。失効した遺贈は、残余財産に組み込まれることとなった。

- 62) 梅謙次郎・民法要義 卷之五 相続編(復刻版)・347頁～348頁(有斐閣 昭和59年)。
- 63) 梅・前出注62。
- 64) 中川淳・相続法逐条解説(下巻)・226頁～227頁(日本加除出版株式会社 平成7年)。
- 65) 中川・前出注64・232頁～233頁。
- 66) 我妻栄 = 唄孝一・判例コンメンタールⅧ 相続法・278頁(日本評論社 昭和42年)。中川善之助監修・註解相続法・353頁・(小山)(法文社 昭和27年)。
- 67) 中川善之助 = 加藤永一編・新版注釈民法(28) 相続(3) 補訂版・238頁・(阿部徹)(有斐閣 平成14年)。
- 68) 最高裁平成3年4月19日第二小法廷判決・民集45巻4号471頁。
- 69) 平成3年最高裁判決以前の判例として、札幌高裁昭和61年3月17日判決(判例タイムズ616号148頁)がある。遺言者は遺言で、財産のほとんどを「妻に譲渡する」としたが、遺言者よりも先に妻が死亡した。遺言者の死亡時の法定相続人は、二人の娘と一人の息子であった。息子は更正しない限り、相続から廃除する旨が遺言で記されていた。裁判所は、この遺言を遺贈ではなく、遺産分割方法の指定と解して、994条1項の規定の適用がないことを示した。そして、この規定を適用して息子以外の二人の娘にのみ遺産が帰属するとして遺産を分割した原審判の判断を失当とした。
平成3年の最高裁判決以後の判例もいくつかある。東京地裁平成6年7月13日判決(金融・商事判例983号44頁)では、遺言者は娘一人に全財産を相続させる趣旨の遺言を作成した。しかし娘は遺言者よりも先に死亡した。遺言者の死亡時の法定相続人は、娘の代襲相続人である3人の子と息子であった。遺言者が娘一人に全財産を相続させるとした本件遺言は、遺産分割方法の指定であり、遺贈ではないとされた。娘が遺言者よりも先に死亡したことにより、本件遺贈は当然に失効した。遺言者が死亡の直前

に作成していた、動産の全てを「先に死亡した娘の子に代襲相続させる」旨の記載されている遺言は、押印を欠いていたので、遺言として成立しているとはいえない。そして、本件遺言には、娘の家族関係、それに配慮したような記載が全くないので、遺言者が娘が先に死亡した場合にその3人の子に代襲相続させる意思を有していたと解することは困難であるとして、遺言者の遺産はその法定相続人が共同相続することとなつた。

東京地裁平成10年7月17日判決（金融・商事判例1056号21頁）では、遺言者は娘一人に預金を含む一定の財産を相続させる旨の遺言を作成した。（第一遺言）娘が遺言者よりも先に死亡した。その後、遺言者は死亡した娘の3人の子に代襲相続させることや、遺言者の長男を相続から廃除する旨を示す遺言（第二遺言）を新たに作成したが、その遺言は押印を欠いていた。その後遺言者が死亡した。そのときの遺言者の法定相続人は、先に死亡した娘の3人の子と長男であった。裁判所は第二遺言を無効とした上で、以下のごとく判示した。「第一遺言は娘に特定の財産を相続させるというものであり、その記載から、遺贈と解すべき特段の事情は認められないから、第一遺言は遺産分割の方法を指定した相続の遺言であると認められる。」「特定相続人が被相続人より先に死亡した場合の相続の遺言の効力については、遺言書中に右特定相続人が先に死亡した場合には、その代襲相続人に当該特定相続財産を代襲相続させる旨の記載があれば格別、そうでない限りは、右特定相続人が被相続人を相続することがありえなくなった以上、当然、効力を生じなくなったものというべきである。なぜなら被相続人は、一般に、被相続人と特定相続人の関係、特定相続人の財産状況、被相続人と他の相続人との関係など個別具体的な事情に照らして、特定相続人に特定財産を相続させる旨の遺言をするのであって、代襲相続人と被相続人の関係等を考慮して、遺言をするものではない。そうすると、特定相続人が先に死亡した場合には、当然に遺言を失効させることが被相続人の遺言意思に合致するからである。」従って第一遺言は当然に失効したものと認められるとした。しかし、銀行が遺言執行者に預金を払い戻した行為は、債権の準占有者への弁済にあたるから、銀行は預金を払い戻したことについて過失はないとされた。ちなみに、第一遺言で指名された遺言執行者は、その権限で、銀行から遺言者が娘に相続させた財産の一部である預金の返還を受けて、それを遺言者の娘の子（代襲相続人）に交付している。本件は控訴されたが、控訴審（東京高裁平成11年5月8日判決（金融・商事判例1068号37頁））も原審の判断を維持した。

70) 中川監修・(小山)・前出注66・352頁。我妻 = 唄・前出注66・278頁。中川 = 加藤編・(阿部)・前出注67・235頁は認めてもよいとの見解か。

71) 加藤永一・遺言の判例と法理・148頁（一粒社 1990年）。中川 = 加藤編・(加藤)・前出注67・66頁。

72) 島津一郎・分割方法指定遺言の性質と効力〜いわゆる「相続させる遺言」について〜・判例時報1347号7頁・1991年。

受遺者が遺言者よりも先に死亡してしまった場合の
遺贈の失効について

- 73) 右近健男・一 特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言の解釈 二 特定の遺産を特定の相続人に「相続させる」趣旨の遺言があった場合における当該遺産の承継・判例評論395号41頁～42頁（判例時報1400号171頁～172頁）・1992年。
- 74) 中川善之助・註釈相続法（下）（有泉亨）・114頁（有斐閣 昭和30年）。
- 75) 本稿本文二-1 参照。
- 76) 相続人以外の者への遺贈には、相続人への遺産の総額を減少させる役割がある。相続人への遺贈には、相続分を修正するという役割がある。

（博士後期課程単位取得退学）